

委任状

(住所) 東京都江東区豊洲5丁目5番1-3001号

(氏名) 堂上孝生

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任します。

(商号)

- の設立に際し、
電磁的記録であるその原始定款を作成する手続に関する一切の件

平成●●年●月●日

(商号) ●●●●●●

●●●●●●

発起人 ●●●●●●

印

●●●●●● 定 款

平成●●年 ●月 ●日 作成

平成 年 月 日 公証人認証

平成 年 月 日 会社成立

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、●●●●●●と称し、英文では ●●●●と表記する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ●●●●●●の企画制作、販売、管理、使用許諾等
2. ●●●●●●のコンサルタント
3. ●●●●●●
4. ●●●●●●の販売
5. ●●●●●●
6. ●●●●●●の経営
7. ●●●●●●
8. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都●●区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1、000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を行わない場合、代表取締役は指定買取人を指定することができる

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第13条 当会社は当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）を引き受ける者の募集において、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える場合にはそ

の旨、その募集事項及びその申込の期日は、取締役の決定によって定める。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期はその選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役は前任者又は他の取締役の任期の

残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第 21 条 当社の取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。取締役が 1 名の場合は、当該取締役を代表取締役とする。

2 代表取締役は社長とし、当社を代表する。

(報酬及び退職慰労金)

第 22 条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当社の事業年度は年 1 期とし、毎年●月●日から翌年●月●日までとする。

(剰余金の配当)

第 24 条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に配当する。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 25 条 当社が、株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満 3 年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立時発行株式の数、資本金及び設立に際して出資される財産の価額)

第 26 条 当社の設立時発行株式数は●●●株、1 株の払込金額は金●万円、設立に際して出資される財産の価額は金●●●万円とし、出資されたものの全額を資本金とする。

(最初の事業年度)

第 27 条 当社の第 1 期の事業年度は、当社成立の日から平成●●年●月●日までとする。

(発起人の氏名、住所等)

第28条 発起人の氏名、住所、発起人が設立に際して引き受けた株式数および同株式と引き換えに払い込む金額は、次のとおりである。

●●●●●●●●
●●●●●●●● ●●●●株 金 ●●●●万円

(設立時の役員)

第29条 当会社の設立に際しての役員は、次のとおりである。

設立時取締役 ●●●●●●●●
住 所 ●●●●●●●●

設立時代表取締役 ●●●●●●●●
住 所 ●●●●●●●●

(法令の適用)

第30条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

以上、●●●●●●●●の設立のため、発起人●●●●●●●●の定款作成代理人である行政書士堂上孝生は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成22年●月●日

発起人 ●●●●●●●●

上記発起人の作成代理人
東京都江東区豊洲5丁目5番1-3001号
行政書士 堂上 孝生 (電子署名)

株式会社設立登記申請書

1. 商号 ●●●●●●
1. 本店 ●●●●●●
1. 登記の事由 平成●●年●月●日発起設立の手續終了
1. 登記すべき事項 別紙のとおり
1. 課税標準金額 金 ●●●万円
1. 登録免許税 金 150,000円
1. 添付書類
- | | |
|------------------|----|
| 定款 | 1通 |
| 本店所在場所決議書 | 1通 |
| 設立時取締役の就任承諾書 | 1通 |
| 印鑑証明書 | 1通 |
| 払い込みがあったことを証する書面 | 1通 |

上記のとおり登記の申請をします。

平成●●年●月●日

受付番号票貼付欄

(本店) ●●●●●●●●

申 請 人 (商号) ●●●●●●●●

(住所) ●●●●●●●●

代表取締役 (氏名) ●●●●●●●● 印

連絡先の電話番号 ●●-●●●●●●-●●●●●●

東京法務局●●出張所御中

収入印紙貼付台紙

収入
印紙

「商号」 ●●●●●●

「本店」 ●●●●●●

「公告をする方法」官報に掲載してする。

「目的」

1. ●●●●の企画制作、販売、管理、使用許諾等
2. ●●●●に関するコンサルタント
3. ●●●●
4. ●●●●の販売
5. ●●●●
6. ●●●●の経営
7. ●●●●の運営
8. 前各号に附帯する一切の業務

「発行可能株式総数」 ●●●●株

「発行済株式の総数」 ●●●株

「資本金の額」金 ●●●万円

「株式の譲渡制限に関する規定」

当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」 ●●●●●●

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「住所」 ●●●●●●

「氏名」 ●●●●●●

「登記記録に関する事項」設立

本店所在場所決議書

平成●●年●月●日●●●●●●●●●●創立事務所において発起人全員出席し（又は議決権の過半数を有する発起人出席し）その全員の一致の決議により次のように本店所在場所を次のとおり選任，決定した。

本店 ●●●●●●●●●●●●●●●●

上記決定事項を証するため，発起人の全員（又は出席した発起人）は，次のとおり記名押印（又は署名）する。

平成●●年●月●日

(商号) ●●●●●●●●

発 起 人 ●●●●●●●● 印

就任承諾書

私は、平成●●年●月●日の貴社定款において、設立時取締役兼代表取締役を選任されましたが、その就任を承諾いたします。

平成●●年●月●日

(住所) ●●●●●●

(氏名) ●●●●●● 印

(商号) ●●●●●● 御中

払込みがあったことを証する書面

当会社の設立時発行株式については以下のとおり、全額の払込みがあったことを証明します。

払込みを受けた金額の総額 金●●●万円

設立時発行株式数 ●●●株

平成●●年●月●日

(本店) ●●●●●●

(商号) ●●●●●●

設立時取締役 ●●●●●●

印